

社会福祉法人博光福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博光福祉会の役員(理事・監事)及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程に基づいて報酬を支給する役員は、次に掲げるものとする。但し、理事長が特に必要と認めた役員に対し、非常勤役員等としての職務執行の対価として、法人が役員報酬を支給することができる。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事

(役員報酬の額)

第3条 役員の報酬月額は、別表1の基準額表に定めるとおりとし、評議員会において決定する。

(理事会及び評議員会の費用弁償)

第4条 非常勤理事及び非常勤監事が理事会に出席したときは、次により費用を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務及び評議員会出席にした場合であっても、第5条の費用はこれを支払わないものとする。

	費用額(税引き後)
理事会出席費用	10,000円

2 非常勤評議員が評議員会に出席したときは、次により費用を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の費用はこれを支払わないものとする。

	費用額(税引き後)
評議員会出席費用	10,000円

(役員及び評議員の費用弁償等)

第5条 非常勤理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または非常勤評議員が、評議員会以外の日において理事

長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により費用を支払うことができる。

- 2 非常勤監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により費用を支払うことができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より適用する。

別表 1

役員報酬基準額表（年俸月額）

号俸	金額	号俸	金額
1	300,000円	19	2,100,000円
2	400,000円	20	2,200,000円
3	500,000円	21	2,300,000円
4	600,000円	22	2,400,000円
5	700,000円	23	2,500,000円
6	800,000円	24	2,600,000円
7	900,000円	25	2,700,000円
8	1,000,000円	26	2,800,000円
9	1,100,000円	27	2,900,000円
10	1,200,000円	28	3,000,000円
11	1,300,000円	29	3,100,000円
12	1,400,000円	30	3,200,000円
13	1,500,000円	31	3,300,000円
14	1,600,000円	32	3,400,000円
15	1,700,000円	33	3,500,000円
16	1,800,000円	34	3,600,000円
17	1,900,000円	35	3,700,000円
18	2,000,000円	36	3,800,000円

別表 2
非常勤役員等

名 称	費用額(税引き後)
理事及び評議員業務費用	10,000 円
監事監査費用	10,000 円

役 員 報 酬 規 程

社会福祉法人 博 光 福 祉 会